男女の賃金の差異について

当社における男女の賃金の差異について、女性活躍推進法に基づき、以下のとおり公表いたします。

１．男女の賃金差異

区分	男女の賃金の差異 （男性の賃金に対する女性の賃金の割合）
全労働者	83.8%
正社員	84.0%
パート 有期社員	63.2%

※小数点第２位以下を四捨五入し、小数点第１位まで表示

２．付記事項

対　象　期　間　：令和８年事業年度（令和７年７月２１日～令和８年７月２０日）

対 象 者 の 範 囲 ：算定対象期間中に在籍した労働者を対象としています

パ ー ト ・ 有 期 社 員 ：契約社員、アルバイト、パートを対象としています

賃　　金　　：基本給、諸手当、賞与等を対象とし、通勤手当は除外しています

３．補足説明

男女の賃金差異は、職種、職位、勤続年数、雇用形態、労働時間等の構成の違いによって生じる場合があります。

当社では、男女の賃金差異について、雇用形態や職務内容、賃金制度等の状況を踏まえて分析を進めるとともに、性別にかかわらず、能力や経験、成果に応じて活躍できる職場環境の整備に努めてまいります。

今後も、誰もが能力を十分に発揮できる職場づくりと、公平な人材育成・登用に取り組んでまいります。